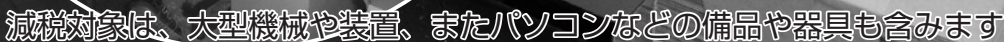


固定資産税を95%減税



中小企業などの設備投資を支援するため、中小企業などが新たに取得する設備投資について取得後2年度間、償却資産の固定資産税を95%減額します。減額対象は平成23年取得分からです。

す。

※償却資産とは、会社や個人商店などの経営者が、事業に使うことのできる資産。具体的には、構築物や機械、工具など。土地・家屋や、漁業権など形のない資産、また、自動車税・軽自動車税の課税対象になる自動車などは除く。

●対象 市内に事業所などがあり、資本金・出資の総額が3億円以下で、市税の滞納がない法人・個人

●減額対象の設備投資 償却資産のうち「機械および装置」「工具、器具および備品」に該当するもの

●取得期間 平成23年1月2日
 ↳平成26年1月1日（3年間）

平成26年1月1日（3年間）

●申請方法・期間 償却資産の申告期限までに、設備投資支援措置適用申請書などを資産税課へ提出

(712215)

(712215)

市民保養事業

し、報告書を受け取る

し、報告書を受け取る

※1年度内(4月～来年3月)に
1人3泊まで。

(※3)を受け取る

●その他 岐阜県恵那市が新しく保養地区になり、「幡豆」が合

③宿泊日から3か月以内に、報告書(※2)と宿泊代金の領収書原本を提出

※恵那市と旧西尾市の申請は、

※
1 3日前に当たる日が(土)(日)

4月1日(金)~4月4日(月)宿泊
分)からです。

(祝)休や年末年始の場合は
前記以外のその直前の日

①宿泊日の3日前まで(※1)に

必要。スタンプ印、ゴム

南部支所、北部出張所へ提出

※3 宿泊代金、人数、宿泊年

表B 市民保養事業取扱契約旅行社(50音順)

※上記の旅行社を利用した場合、手続きは旅行社が代行します。補助金は旅行社を通じて受け取ります。

